

国民政府「対日戦犯リスト」と蒋介石の意向

－天皇の訴追回避と米国の影響に関する研究－

城山英巳*

はじめに～問題提起

中華民国国民政府の蒋介石¹は、第二次世界大戦末期、日本の敗戦が決定的になると、同じ連合国の米国と連携しながら、来るべき戦争犯罪人を処罰するための軍事法廷に備え、日本の元軍人や政治指導者を対象にした「戦犯リスト」の作成を始め、終戦を受けて策定の動きが本格化した。そこで最大の焦点となったのは、日本軍国主義による侵略政策の根源が天皇²の存在にあるとの見方を強める中、天皇の戦争責任にどう対応したか、という点である。

日本留学経験のある蒋介石や、国民政府・軍は、日本の天皇・天皇制³や日本軍国主義をどう認識したのか。また米国は、ソ連や中国共産党の影響で日本が共産主義化することを懸念するとともに戦後日本の混乱回避のため、「天皇利用」戦略を強めるわけだが、米国のこうした戦略は蒋介石の天皇政策にどう影響を与えたのか。

本稿の目的はこうした問題提起について国民政府の史料が保管されている「国史館」（台北）と「中央研究院近代史研究所」（同）、さらに「北京市档案馆」という3カ所の档案馆で発見した

複数の「戦犯リスト」（中国語で「戦争罪犯（戦犯）名单」）を基に分析し、国民政府の戦犯リスト作成過程を明らかにすることである。

本稿の構成としては第1章では3つの档案馆に保存される日本人戦犯リストの全体像を明確にする。第2章ではこれら戦犯リストを具体的に検討し、内部会議での討議内容を根拠に、A級戦犯を念頭にした政治指導者の戦犯選定過程を検証するが、特に終戦直後、重要戦犯を列挙した「178人リスト」がどう選定され、その後連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）に提出する「33人リスト」にどう絞られたかに焦点を当てる。第3章ではなぜ天皇は訴追対象から外れたか、その最大要因となった米国の影響について検討する。

I 戦犯リストの全体像

1. GHQに提出された「名单」

前出「国史館」「中央研究院近代史研究所」「北京市档案馆」の3档案馆を調査したところ、中華民国が最も早く作成した戦犯リストは、1944年11月に軍令部第2庁第1処が編纂した「歴次主要戦役敵部隊長姓名調査票」⁴で、「極

*早稲田大学大学院社会科学研究科 博士後期課程3年

密」扱いとなっている（その後「極密」解除）。1937年7月の「平津作戦」以降、日華間で展開された戦闘の日本軍師団長名が記載されている。軍令部第2庁第1処は戦犯処理の担当部署である。

そして日本の敗戦が決定的となった45年6月に作成されたのが「侵戦以来敵国主要罪犯調査票」⁵（機密、軍令部第2庁第1処＝以下「調査票」）＝だ。「調査票」では、「陸軍罪犯（戦犯）」（173人）「海軍罪犯」（13人）「政治罪犯」（41人）「特殊罪犯」（20人）に分けられている。「陸軍罪犯」のトップに挙げられたのは、「日皇裕仁」だった。西尾寿造（中国派遣軍総司令官）、岡村寧次（同）、寺内寿一（華北方面軍司令官）と続くが、「調査票」のうち「陸海空軍罪犯」と「政治罪犯」（政治指導者戦犯）に登場する軍人はすべて少将以上の将官である。

名簿における記載事項は、姓名・階級・経歴・籍貫・年齢・罪行という順である。トップに記載された「日皇裕仁」（姓名）の場合、階級と籍貫は空白で、経歴は「陸海空軍大元帥」、年齢は44歳、罪行は「侵戦罪魁」（侵略戦争の主犯・元凶）とそれぞれ記されている。

天皇に対する扱いは、本稿の焦点になり、後で詳しく分析するためここでは詳しく触れない。また近衛文麿（首相）を筆頭とする「政治罪犯」についても本稿の焦点の1つであり、後述する。

さらに終戦直後の45年8月20日には、「補列侵戦以来敵国主要罪犯調査票」⁶が作成された。「補列」という位置づけであり、前出「調査票」に加え、陸軍（4人）、海軍（3人）、政治（7人）の戦犯をそれぞれ追加している。同時に「補列調査票」に付属する形で「侵戦以来敵陸軍部隊

歴次使用毒気之主要戦犯」（45年8月18日）、つまり毒ガスを使用したとされる主要戦犯（29人）を列記し、翌19日には44年の毒ガス使用戦犯として5人を追加している。

そしてこれらに続く戦犯リストとして「国史館」で見つかったのは、終戦から1カ月が経った45年9月の「日本主要戦争罪犯名单」（以下「名单」）⁷である。「はじめに」で記した「178人リスト」がこれだ。

まず興味深いのは原本では「日本主要戦争罪犯調査票」と記されていたが、その後、「調査票」の文字の上に「○○○」と訂正の跡があり、右側に「名单」（名簿）と書き換えられたことである。つまり45年6月に作成された「侵戦以来敵国主要罪犯調査票」を基に、「日本主要戦争罪犯名单」としてより公式化したと考えられる。

「名单」を編纂したのは司法行政部で、「第1批」（第1回目）として「陸軍罪犯」96人（順位として1・本庄繁＝関東軍司令官、2・土肥原賢二＝奉天特務機関長、3・寺内寿一）、「第2批」（第2回目）として「陸海軍罪犯」34人（1・近藤信竹＝中国方面艦隊司令長官、2・嶋田繁太郎＝海相、3・植田謙吉＝関東軍司令官）、「第3批」（第3回目）として「政治罪犯」48人（1・近衛、2・杉山元＝陸相、3・板垣征四郎＝陸相）がそれぞれ記載されている。

例えば陸軍罪犯トップの本庄繁の場合、リストでの記載事項として姓名に続き、階級（大将）、職務（関東軍司令官）、罪行と続いている。

「名单」に登場する軍人はすべて中将以上である。軍事法廷（極東国際軍事裁判＝東京裁判）での「A級戦犯」、つまり「平和に対する罪」を含む戦争犯罪を裁く政府・軍の指導者を念頭

に置いたリストであることが分かる。

この「名单」の中では、陸軍の96人と陸海軍の34人が、「極東分会」（連合戦争犯罪委員会 極東・太平洋小委員会＝以下、極東小委員会）に諮られ、採択されたと記載されている。つまり「名单」が完成したのは45年9月だが、作成はそれ以前ということになる。

「連合戦争犯罪委員会」は、戦争犯罪に関する問題を処理する連合国の調査機関で、証拠・資料の収集や戦犯リストの作成を主導した。1943年10月にロンドンで設立され、同地に本部が置かれた。極東小委員会は連合戦争犯罪委員会の下部組織で、国民政府の拠点だった重慶に設置された。米、英、中国、オランダの4カ国で構成され⁸、国民政府と協力して日本人戦犯に対する調査を行い、戦犯を選定した。

また「名单」で政治罪犯48人は、「外交部から蔣主席に上程して確認中」としている。蒋介石は、政治罪犯を慎重に審査し、自身がその決定に主導的役割を果たしたのだ。

その後、複数回にわたる内部会議を経て戦犯リストが練られ、「日本侵華主要罪犯」として本庄繁（45年11月20日に自殺）、土肥原賢二、谷寿夫（第6師団長）、橋本欣五郎（陸軍大佐）、板垣征四郎、畑俊六（中国派遣軍総司令官）、東条英機（陸相・首相）、和知鷹二（太原特務機関長）、影佐禎昭（中国派遣軍総司令部付）、酒井隆（第23軍司令官）、磯谷廉介（香港総督）、喜多誠一（第1方面軍司令官）の12人を選定する。外交部は45年9月20日、蒋介石にこれを提出し、10月4日には極東小委員会に報告した。さらに10月20日には外交部はこの12人戦犯リストを、駐米大使館を通じ、マッカーサー元帥が最高司令官を務めるGHQに提出、逮捕を要請

した⁹。

続く46年1月9日には、「第2批日本主要戦犯名单」21人（45年12月16日に自殺した近衛文磨は除外）が、外交部から米政府を通じてGHQに伝達された。21人は南次郎（陸相）、荒木貞夫（陸相・文相）、平沼騏一郎（首相）、阿部信行（陸相・首相）、米内光政（海相・首相）、小磯国昭（首相）、嶋田繁太郎、広田弘毅（首相・外相）、松岡洋右（外相）、東郷茂徳（外相）、梅津美治郎（関東軍司令官）、松井石根（上海派遣軍司令官）、寺内寿一、牟田口廉也（第18師団長）、河辺正三（陸軍教育總監本部長）、谷正之（外相）、山田乙三（関東軍司令官）、有田八郎（外相）、青木一男（蔵相）、末次信正（連合艦隊司令官）、西尾寿造¹⁰である。

国民政府は、東京裁判に判事として梅汝璈、検察官として向哲濬を日本に派遣。GHQに提出された計33人の主要戦犯名簿を見る限り、「第1批」では「中国通」として中国戦線で特務工作に当たった軍人、「第2批」では政治指導者が多いのが特徴である。このうち46年5月3日に開廷した東京裁判でA級戦犯被告（全被告28人）となったのは土肥原、橋本、板垣、畑、東条、南、荒木、平沼、小磯、嶋田、広田、松岡、東郷、梅津、松井の計15人である。

2. BC級戦犯リストの作成

「主要戦犯」「重要戦犯」以外にも、中国各地区で終戦と同時に捕虜となるなどした「普通戦犯」についても戦犯リストが作成されている。

いわばBC級戦犯だが、極東国際裁判所条例第5条で規定されたa項「平和に対する罪」、b項「通例の戦争犯罪」、c項「人道に対する罪」のうち、後者2項目について裁くものだ。43年

11月のモスクワ宣言などを通じてBC級戦犯は各国の法廷で裁くことになったことを受け、国民政府は44年2月に、行政院直屬機関として「敵人罪行調査委員会」を設置したほか¹¹、45年11月から46年2月にかけて「戦争罪犯審判弁法」「戦争罪犯処理弁法」¹²などの法整備を進め、46年4月に北京で戦犯裁判を開始し、その後南京、上海、漢口、広州、瀋陽、太原、徐州、濟南、台北の計10カ所で裁判を実施している。しかし中国を含めた軍事法廷ではb項、c項を厳密に区別するのではなく、A級戦犯や国際軍事法廷での主要戦犯と、その他の戦争犯罪を分けて審理が行われたようだ¹³。

実際に国民政府で戦犯裁判などの処理を統括したのが「戦争罪犯処理委員会」だった。

45年10月22日には国防最高委員会秘書長、軍令部長、軍政部長、外交部長、司法行政部長という戦犯処理に関する責任者が、日本戦犯の逮捕・審判のため行政院に対して「戦争罪犯処理委員会」の設置を求めた。その直後に設置された同委員会は軍令、軍政、外交、司法行政各部、行政院秘書処、極東小委員会の6機関の代表で組織され、軍令部が責任機関となった。また同委員会は「主要戦犯」を審査し、確定するほか、全国各地で投降した日本人捕虜らについても武装解除後、戦区（方面軍）ごとに戦犯の罪行事実を審査、逮捕する決定権限を持った¹⁴。

「戦犯処理綱要」¹⁵によると、戦争犯罪の訴追対象期間は、満州事件発端の柳条湖事件が起こった1931年9月18日から、日本降伏文書調印日の45年9月2日まで。またb項の「通例の戦争犯罪」に当たる行為としては、「敵人罪行種類表」に記載された戦犯容疑で33罪（謀害・虐殺、人質処刑、平民への拷問、故意に平民を餓

死、強姦など）が規定されている。

こうした中、国防部第2庁は46年9月15日に「各地区逮捕正式戦犯名冊」（第1批至第10批戦犯名冊）¹⁶を作成している。各地区で逮捕された日本戦犯は計83人で、地区別・階級別の表（46年9月22日作成）と、戦犯リストである「各地区逮捕正式戦犯名冊」が掲載されている。地区別では上海42人、漢口13人、広州8人、北平・瀋陽6人、太原4人、南京3人、濟南1人で、階級別では中將22人、兵14人、その他人員8人、少將・大佐・少佐・大尉5人、中佐・軍曹4人などとなっている。

また83人の戦犯リストの中には、国民政府が45年10月に「主要罪犯」としてGHQに通告した酒井隆と磯谷廉介（共に中將）が含まれた。中国国内で逮捕された酒井は1948年8月に南京軍事法廷で死刑判決を受け、翌9月に銃殺刑に処され、磯谷も47年7月に南京軍事法廷で終身刑の判決を受けている。

一方、別の資料である「各地区検挙戦犯及正式戦犯人数一覧表」¹⁷によると、「各機関人民検挙戦犯」は総数1,480人（北京・天津239人、広州230人、上海208人など）で、このうち正式戦犯は53人となっている。こちらの作成時期は不明で、前出の各地区の正式戦犯83人との整合性ははっきりしない。

極東委員会は47年3月までに計3,147人の戦犯リストを作成したが、このうち2,523人は国民政府が指名したものだ¹⁸。大多数はBC級戦犯だが、BC級戦犯に関する国民政府の戦犯リストは全体的な計画性はなく数種類存在した。そこで戦争罪犯処理委員会は、極東小委員会に一括してリストの整理を委任したところもともと7,537人がリストアップされていた戦犯

容疑者は2,033人になることが判明した¹⁹。

以上、台北・国史館に収蔵された戦犯リストを中心に検証したが、北京市档案馆には、戦争罪犯処理委員会が作成した「日本戦犯名单」が収蔵されている²⁰。国防部や司法行政部作成の戦犯リストが大多数を占める中、これは同委員会が作成したリストである。第1批から第5批は45年11月～12月にかけて順次公布され、計444人の名前が戦犯として挙げられた。下級兵まで記載されており、BC級戦犯の審理のために作られたもようだが、途中段階までのものが北京档案馆に保管されたとみられる。

3. 東京裁判開廷後のリスト

一方、台北・中央研究院近代史研究所には「日本重要戦犯名单」²¹と題した別の日本人戦犯リストが公開されている。

同リストでは杉山元（陸相）、寺内寿一、永野修身（軍令部総長）の3元帥を筆頭に大将23人、中将167人、少将11人、文職28人の計232人が記載され、それぞれ姓名、階級、職務、罪行が記されている。いずれも高官であり、BC級戦犯とは一線を画するものであることは分かる。

この戦犯リストの作成時期は、東京裁判の審理が既に始まった46年9月15日以降であり、リストを作成した国防部第2庁は外交部宛てに、46年10月8日に第12批、11月に第15批、第16批、12月7日に第17～19批を発信した。修正を加えたものとみられる。

これらリストの232人については、東京裁判での被告人ではない人物が中心となっている。ただ東京裁判で起訴された永野修身（判決前の47年1月病死）や、終戦直後の45年9月に自決した杉山元も含まれている。

また国民政府として日本側に引き渡しを求める戦犯リストも作成された²²。「将」級では下村定（陸相）、朝香宮鳩彦王（上海派遣軍司令官）ら42人、「佐」級では24人、「尉」級では1人、「兵」級では3人の引き渡しを求めている。

ちなみに中央研究院に収蔵された档案には、「東京国際法廷28名重要戦犯処刑判断表」²³（作成時期不明）という文書が付属しており、A級戦犯被告28人について「判決予想」を記している。「死刑」が可能とされたのは、東条、土肥原、板垣、木戸幸一（内相）、嶋田、東郷茂徳の6人で、この6人の罪が重いとみていた表れだ。しかし実際に死刑判決が言い渡されたのは東条、土肥原、板垣、木村兵太郎（陸軍次官）、武藤章（第14方面軍参謀長）、松井石根、広田弘毅。ここから国民政府の「予想」が必ずしも正確だったとは言えないようだ。

II 戦犯リストの作成プロセス

1. 「主要戦犯リスト」の準備段階

国民政府では終戦直前の1945年6月に戦犯リスト「侵戦以来敵国主要罪犯調査票」を作り、終戦直後の45年9月、より公式化したリストである「日本主要戦犯名单」が完成した。

この3カ月間に何があったのか。日本人戦犯審査・選定を進めた司法行政部は外交部に宛てた公電で、45年7月20日に「主要戦罪犯名单」案を送付する計画を示し、司法行政部として資料を収集して編纂している最中だと伝えた²⁴。司法行政部は戦犯リスト作成で中心となった中央機関で、外交部は対外的な窓口となっている。

一方、外交部が司法行政部に対して発出した公電は、駐英大使・顧維鈞が8月3日に打電し

た電報の内容として、ロンドンに本部を置く連合国戦争犯罪委員会が8月1日に会議を開催し、日本の戦犯問題について提示したと報告した。その上で国民政府の戦犯選定に関する処理が遅いため迅速に日本主要戦犯リストを提出し、2週間以内に情勢全般を検討するよう促した。さらに公電は「対日戦争終結の日は遠くない。戦争犯罪処罰問題の情勢は切迫している」としており、戦犯リスト作成を急ぐよう催促した²⁵。

ただ、7月28日、米国の中国駐在大使・ハーレーは、國務長官パーズ宛て電報でこう伝達している。「7月27日、連合国戦争犯罪委員会極東・太平洋小委員会は、若干の将官を含めておよそ100人の日本軍人を戦争犯罪人として名簿に載せた。これらの戦争犯罪人は、同小委員会が名簿に載せた最初の日本人である」²⁶。

ハーレーは8月4日にも、パーズ宛て電報で、小委員会が3日、さらに約30人の日本軍戦争犯罪人名を付け加えたと伝えた²⁷。

前述したように司法行政部が「第1批」として陸軍罪人96人、「第2批」として陸海軍34人の戦犯が記載された「名单」が完成したのは9月だが、96人と34人は「既に極東分会（極東小委員会）で採択」と記されており、国民政府としてそれより前に極東小委員会に提出していたのは間違いない。

ハーレー大使は電報で、同小委員会が日本軍人の戦犯を名簿に載せたと伝えたのは7月27日と8月3日で、それぞれ約100人、約30人だったとしているが、これは「名单」の96人、34人と符合している。だが▽顧維鈞の電報では、連合国戦争犯罪委員会が8月1日時点で国民政府に「処理が遅い」と指摘している、▽ハーレー

によると名簿に記載されたのは「若干の将官を含めておよそ100人」としているが、実際に完成した「名单」の戦犯が全員中将以上である—という2点を考えると、つじつまが合わない。

こうした点から、司法行政部が7月20日に送るとした「主要戦犯罪名单」案が同月27日と8月3日に小委員会に一応は提出されたが、連合国戦争犯罪委員会の本部では内容的に不十分と認識し、国民政府に対して「処理の迅速化」を求めたのではないだろうか。その後、作り直した第1批と第2批のリストが小委員会で採択され、「日本主要戦争犯罪名单」は9月に完成した、と考えられるのである。

2. 戦犯選定に向けた内部会議

では、「日本主要戦争犯罪名单」はどのような内部討議を経て作成されたのか。

ロンドンの連合国戦争犯罪委員会は、1944年9月の第33回会議で、戦争を主謀し、部下に命令した主要な戦犯についてリストを作成することで一致した²⁸。これを受け、国民政府では「日本主要戦事犯名单選定会議」を開催するわけだが、終戦前の45年6月7日に開いた会議において日本の主要戦犯リスト作成について討議している。そこでは資料収集し、司法行政部を責任者として作成を進めることを決めた²⁹。

その後、司法行政部の謝冠生部長が関係機関を集めて討議した際、軍令部が編纂したリストに基づき、陸軍方面でまず100人を選定し、翻訳後、極東小委員会に送付することを決定。その後、同委員会で88人が採択され、続いて32人を小委員会に送付した³⁰。軍令部の編纂したリストとは45年6月の「侵戦以来敵国主要罪犯調査表」を指しているとみられ、同調査票を基に

主要戦犯リストの作成作業が行われたことがほぼ裏付けられた形だ。

88人は「第1批陸軍罪犯(96人)」, 32人は「第2批陸海軍罪犯(34人)」を指している。犯罪事実を補充した結果, 追加で採択されるなどして, 人数が増えたものであろう。

45年9月に入り, 国民政府の戦犯リストに関する関係部局は相次ぎ会議を開催している。来るべき軍事裁判に提出する戦犯リストに関する詰め作業を進めるためだ。

9月に開かれた内部会議は主に政治指導者の戦犯にどう対応するか討議している。政治指導者問題は次項で詳述するが, ここでは行政院での戦犯リストに関する協議(9月24日)での行政院秘書長・蔣夢麟による決定事項を紹介する。

▽小委員会に送付した2回にわたる戦犯計134人については蒋介石が決裁する, ▽外交部が招集した関係機関と専門家が討議・決定した日本政治罪犯48人の名簿は, 蔣が審査して明確に指示した上で, 外交部が「別の名簿案」を提示して審査してもらう³¹。

「日本主要戦争罪犯名単」において極東小委員会で採択された戦犯は計130人だったが, その後, 軍令, 司法行政両部からの犯罪事実の補充などがあり134人に増えた。また主要戦犯だけでなく, それより下の普通戦犯(BC級戦犯)についても司法行政部が次々と審査し, 外交部に送った後, 極東小委員会に送付し, 審査を受けるとしており³², 東京裁判に提出する戦犯リストとは別に, 自国で開く軍事法廷を視野にBC級戦犯の選定作業を進めることも決めた。

3. 政治指導者の戦犯選定過程

一方, 陸海軍人の戦犯選定作業に比して, 政

治罪犯つまり政治指導者の戦犯リスト作成は難航し, 時間も掛かった。繰り返しになるが, 45年6月に作成された「侵戦以来敵国主要罪犯調査票」(「調査票」)で政治罪犯41人(その後に補列7人)が記載されたが, 同年9月の「日本主要戦争罪犯名単」(「名単」)では, 「第3批」として政治罪犯48人が選定され, 蒋介石の審査と指示を仰ぐことになった。この間にどういうやり取りがあったのだろうか。

同年9月2日, 蒋介石から外交部長の王世傑に宛てた国民政府軍事委員会の電報では, 司法行政部と軍令部が起草した陸海空軍の戦犯リストは外交部を通じ, 極東小委員会に提出したが, 政治指導者については「いかに起草するかは同盟国の対日政策全体に関係する」として慎重に対応するよう指示している³³。

連合国, 特に米国との関係を重視する蒋介石は, A級戦犯に直結する政治罪犯の選定を敏感な問題ととらえていたのだ。

ここで「調査票」と「名単」で政治罪犯の顔ぶれがどう変わったか見てみよう(上位10人)。

【調査票】①近衛文磨②鈴木貫太郎(首相)③広田弘毅④宇垣一成(外相)⑤有田八郎⑥賀屋興宣(蔵相)⑦池田成彬(蔵相)⑧杉山元⑨板垣征四郎⑩米内光政【名単】①近衛文磨②杉山元③板垣征四郎④米内光政⑤広田弘毅⑥有田八郎⑦賀屋興宣⑧池田成彬⑨荒木貞夫⑩中島知久平(鉄道相・軍需相)

9月11日午前9時に開かれた「日本主要戦争罪犯選定会議」は「日本政治罪犯名単の原則と範囲, そしていかに(名単を)決定するか」が討議のテーマになった。会議記録³⁴によると, 国民党中央党部秘書処, 同中央宣伝部, 軍令部, 政治部, 司法行政部, 国際問題研究所, 外

交部から担当者が出席した。

討議の結果、政治罪犯について以下の6点を決議した。▽侵略戦争を発動・主謀・指導した責任者▽経済外交・政治方面で侵略戦争に協力した者▽侵略思想を主張・奨励した者▽思想犯は、著作言論やその影響など具体的な証明が必要▽本国（中華民国）の利害を重視し、国際観点も注視して選定▽major criminals（主要戦犯）は国際法廷で、key criminals（重要戦犯）は本国の法廷でそれぞれ審判—するというのだ。

また会議では戦犯に対する犯罪事実の調査の起点を「九一八」（1931年満州事変）とすることも確認している。そして外交部は、政治指導者の戦犯リストの副本を、この日会議に参加した各機関に参考として送り、司法行政部・軍令部・国際問題研究所は重要戦犯と犯罪事実について責任をもって補充することも決めた。この3機関は事前に会議を開催して詳細を討議し、次回会議での討論に備えることも決めた。

次回会議つまり「日本主要戦争罪犯選定」に関する第2回会議は9日後の9月20日午後3時に行われた。会議記録³⁵によると、出席者は前回会議とほぼ同じだが、軍政部と中央社（報道機関）、行政院の担当者が加わった。「日本政治罪犯」はいかにして選定すべきかを討議し、前回会議の6項目に加え、「九一八」や「七七」（盧溝橋事件）の軍政責任者や「偽満州国」などの推進者、新聞雑誌界で一貫して侵略主義を主張した者らも加えることを決めた。

また蒋介石が1週間以内に提出するよう求めた「政治罪犯名单」についてはこの日、こう方向性が固まった。①前回の決議と今回の決定を基に、（前回会議で申し合わせたように）司法行政部と軍令部、国際問題研究所が共に補充し

たりリストと、元のリストを逐一検討して検討する、②（検討の結果として）新たに加わった戦犯を決定した後、外交部がリストを提示する、③蒋介石が審査・指示したものを外交部に発出し、同部が翻訳後、極東小委員会に送付する。この結果、「政治罪犯名单」つまり政治指導者の戦犯リストは、近衛文磨ら32人のほか、南次郎ら16人を補充し、計48人にすることを決定した³⁶。

2回にわたる会議の結果、侵略思想を主張・奨励した者、新聞雑誌界でこうした主張を展開した者を加えることにしたが、リストでは『外交時報』主筆・半沢玉城、東京日日新聞主筆・吉岡文六、大阪毎日新聞主筆・高石真五郎、国粹会会長・笹川良一らが含まれた。

こうして新たなリスト案が作成されたわけだが、蒋介石の決裁が必要である。そのため外交部は9月25日付で「軍事委員会委員長蔣」宛ての至急公電を送っている³⁷。こう記された。

「(既に)『司法行政部が起草した日本主要政治罪犯名单を送付につき迅速に検討の上で返答を賜りたく』との電報を送ったが、本月（9月）11日と20日の2回にわたり関係機関を集めて慎重に検討した」。

その結果として戦犯選定のための基準として①侵略戦争を発動・主謀・指導した責任者、②経済外交・政治分野で侵略戦争に協力した者、③侵略思想を主張・奨励した者—の3原則を基に、①我が国の利害関係と国際的観点、②起点を「九一八」に設定—を考慮し、司法行政部が起草したリストの中から、近衛文磨ら32人に南次郎ら16人を補って計48人とすることを伝えるとともに、小委員会に送付することにつき、了解を求めた。つまり9月下旬まで政治指導者の戦犯

リスト作成は軍人のそれに比べて遅れたため、9月に作成された「日本主要戦争罪犯名単」では第3批の政治罪犯48人はリストの中で「蒋介石に審査中」とされているのである。

4. 蒋介石の意向

国民政府では蒋介石の決裁を必要とした「政治罪犯」も含めた「日本主要戦争罪犯名単」を完成させたことを受け、GHQに提出する「別の名簿案」を作成することになった。第1章で触れたが、「別の名簿案」とは、「日本侵華主要罪犯」（日本の中国侵略主要戦犯）とみられる。第1批は12人、第2批は21人である。

蒋介石の事績をまとめた『事略稿本』では1945年9月25日の項に、戦犯リスト選定に関する事実が回顧されている³⁸。同25日は、前述したように外交部が蒋介石に宛てて至急公電を出し、計48人の政治戦犯リストについて蒋介石に決裁を求めた日である。前日の24日には、行政院秘書長・蔣夢麟が出席し、11日と20日の会議を踏まえ、48人のリストについては蔣が審査して明確に指示することを決定したほか、外交部が「別の名簿案」を提示して蒋介石に審査してもらうことを決めている。「別の名簿案」とされる12人のリストは、外交部が9月20日に蒋介石に提出している。

25日の『事略稿本』によると、外交部は口上書で蒋介石に「日本軍閥のうち侵略を最も強く主張・実行し、中国での虐殺・暴行に重大な責任を負う者を先行して名単に書き並べ、マッカーサー將軍の総司令部（GHQ）と連合国東南アジア最高司令官・マウントバッテン將軍に送り、逮捕・懲罰する」よう求めている。その上で、「日本特別首要（主要）戦事犯名単（軍

閥部分）」として東条英機、土肥原賢二、本庄繁、板垣征四郎、小磯国昭、荒木貞夫、松井石根、谷寿夫、影佐禎昭の計9人を挙げている。

最終的には、GHQに提出された「第1批日本侵華主要罪犯」12人は、「日本特別首要戦事犯名単（軍閥部分）」9人と、ほとんど重なっている。ただ「日本主要罪犯名単」に記載された計178人とは別に12人リストが作成され、この2つの間にどういう整合性が存在するかという疑問に明確な回答を与える檔案は見つかっていない。

だがそのヒントを与えてくれるのが、『事略稿本』10月14日の記述である。つまり12人選定の背景事情として「政治責任者、例えば近衛文磨ら40人を一律除外し、小磯国昭や南次郎、梅津美治郎、松井石根ら軍事責任者も一律免除し、12人を特務工作悪事の限りを尽くした者を主とした」との蒋介石の意向を確認している³⁹。9月20日に12人に関して報告を受けた蒋介石がこれらを審査した後、10月4日に極東小委員会に通知され、同月20日には駐米大使館を通じてGHQに提出している。

しかし不可解な点もある。例えば12人の中に入った喜多誠一は計178人の中に入っていないが、その後の公電では「侵華主犯」（中国侵略の主犯）と認定され、「主要名単」に入れるべきだとしている⁴⁰。和知鷹二も12人には入ったが、178人には名前がない。178人の戦犯リストを基に、12人を絞り込んだ可能性が高いが、喜多や和知がなぜ最後に名前が出たかは、蒋介石の意向が働いた可能性も排除できない。

続いて12人に続く「第2批主要戦犯名単」として南次郎ら21人について外交部は45年12月18日に米政府に通告し、GHQに逮捕するよう要

請した。

しかし、ここで注目すべきなのは、「主要戦犯」という呼称である。9月11日の会議で「major criminals（主要戦犯）」は国際法廷で、「key criminals（重要戦犯）」は本国の法廷で、それぞれ審判を行うことを確認したが、12月18日に米政府に通告した「第2批主要戦犯名单」は、9月に作成した計178人の「日本主要戦争罪犯名单」と同じ「主要戦犯」になり、どちらがより重大な戦犯なのか不明である。このため後者の「主要戦争罪犯名单」は「重要戦犯」だったが、当時、「主要戦犯」と誤訳したという解釈にした。つまり178人は「重要戦犯」で、後に作成した12人と21人のリストは「主要戦犯」として区別したのである。

Ⅲ 「戦犯」としての天皇の存在

1. 天皇訴追回避の決定

山極晃は、1988年12月に中国南京の中国第二歴史档案馆で調査した際、「侵戦以来敵国主要罪犯調査票」（「調査票」）を見つけた。筆者が、台北・国史館でコピーを入手したものと同様のファイルである。概要は本稿第1章で触れたので、多くを割かないが、第二歴史档案馆と国史館で収蔵される「調査票」に記された「日皇裕仁」を筆頭とする戦犯計203人の順位や罪行などは同じだが、異なる点があった。

山極はこれについて「このリストは何度も検討されたらしく、欄外にいくつもの数字や○印などが書き込まれているが、『日皇裕仁』の上部欄外には毛筆で『暫刪』、つまり当分削除と書いてある。しかしその理由、また何時そう書かれたのかは不明である」としている⁴¹。一方、

国史館で収蔵されている同じ「調査票」には「暫刪」と追加記載された跡はない。

なぜ同じ「調査票」で一方に「暫刪」の跡があり、もう一方にはないのかは不明だが、事実として言えるのは45年9月の「日本主要戦争罪犯名单」には「日皇裕仁」や天皇などの名前は見られないことであり、また他の戦犯リストを見ても天皇の名前は記載されていないことだ。「暫刪」という追加記載は、6月から9月の間に行われ、訴追対象者として天皇が消えたことが考えられる。この間に一体何があったのか。

45年7月28日に重慶駐在の米大使ハーレーが国務長官バーンズに送った電報で、極東小委員会が100人の日本軍人を初めて戦争犯罪人として名簿に載せたことを伝えたが、この際、ハーレーはさらにこう続けた。

「7月17日、国民参政会は、日本国天皇を戦争犯罪人として指名する決議を可決し、また、地方紙には、天皇を戦争犯罪人として処遇することを主張する論説が、過去1カ月をつうじてかなり見られる。日本国天皇を戦争犯罪人として名簿に載せる問題が小委員会で提起されることもありうると思われ、したがって、当大使館としては、そのようなことになった場合、米代表がとるべき態度について、国務省の見解を指示されたい⁴²。国民参政会とは、国民政府の下、日本との戦争期間中に設置された「国会」に近い民意機関である。

この電報を受け取った国務次官グルーは8月7日、バーンズへの覚書で、「もしも戦争犯罪人として天皇の名を名簿に載せることにわれわれが同意したということが今知られるならば、日本で生じる結果としては、たとえ無条件降伏と和平をめざす動きがあるとしても、おそらく

未然にそれを封じることになるでしょう。(中略)たぶんその結果は、日本国民全体で徹頭徹尾戦い続ける決意を強めることになるでしょう」⁴³としている。

グルーは米國務省の「日本派」外交官として知られ、1932年から約10年間駐日大使を歴任。天皇と天皇制について44年12月に「天皇は大勢の働き蜂が仕え、敬愛する女王蜂のような存在です。もしも蜂の群れから女王蜂を取り除いたならば、その巢は崩壊するでありましょう」と発言している⁴⁴。スティニアス國務長官がヤルタ会談や国際連合創設のため各地を奔走している45年4月24日～7月3日まで代理長官を務め、日本の早期降伏に向けて全力を挙げた。

グルーが新長官・バーンズに覚書を出した8月7日は、広島への原爆投下翌日であり、もし天皇が戦犯リストに載り、それが日本国内に知られれば、早期降伏の弊害になると危惧していた。そして覚書では「もし戦争犯罪人として天皇の名前を名簿に載せるという問題が小委員会で提起された場合は、國務省に報告するよう指示し、あわせて國務省の要望として、米国代表が自分のほうからこの問題を提起すべきではない旨を伝えるようお勧めします」と要望した⁴⁵。

その結果、バーンズは8日、重慶のハーレーに訓令を送付した。「この重要段階に小委員会において、もしこの問題が提起されるとすれば、不幸なことと考える。したがって、それを未然に防ぐため、可能なかぎり慎重にあらゆる努力を尽くされるよう望む」⁴⁶。こうした米國務省の意向は、国民政府の蒋介石政権にも伝達されたと思われる。その結果、国民政府が作成した戦犯リストに天皇の名前は触れていない。

蒋介石が指揮する国防最高委員会の秘書処は

45年10月8日、「国際社会が日本の皇室を戦犯とするよう求める国民参政会の第4期第1回大会の提案」について判断を下した⁴⁷。国民参政会の提案は①わが国は「日皇昭和」を戦犯と認定するよう提案すべき、②わが国は、日本の天皇制度廃止を主張すべき、というもの。国民参政会は7月17日、日本国天皇を戦争犯罪人として指名する決議を可決しており、提案とはこの可決を指している⁴⁸。

この国民参政会の提案について、司法行政部と外交部が協議・検討した。その結果として、次のような結論を出した。「『(日皇)昭和』は日本を代表している。ポツダム宣言の受諾以降、連合国軍総司令官が執行に責任を負う命令は依然として継続中である。彼を戦犯と認定すべきかどうかは、日本信託統治の政策とすこぶる密接な関係にあり、外交部が随時、同盟各国と協議して処理すると同時に、司法行政部やその他の関係機関が将来『昭和』の犯罪事実を調査している。第2点目に関してわが蔣主席と米国トルーマンが日皇の命運は、日本の民意が自ら選択すべきであると共に表明したこともあり、わが国が単独で日本の天皇制度を廃止する主張を行う必要はない」⁴⁹。外交部と司法行政部は、こうまとめ行政院長・宋子文に送った。

国民参政会の提案に対して軍令部が作成した公電も「日本の天皇は今回の戦争の主要な責任を負うべきである。日本の皇室の存在は将来、再び侵略国策を蘇らせる源泉となる。しかし天皇の存在は、同盟国がポツダム宣言の命令執行を円滑にするとともに、共産党勢力の拡大を防止することもできる」と記している⁵⁰。

つまり国民政府は、米国の方針と合わせ、戦後日本の混乱回避と、共産主義勢力の拡大防止

のため、天皇制廃止を主張しないと決めた。この方針は、天皇を含めない12人の主要戦犯リストを米側に提出するのに合わせて確認した。

付け加えておくと蒋介石とトルーマンの「表明」とは、1943年11月23日に、両首脳が対日処理問題について協議したカイロ会談で、蒋介石が「天皇制の存廃は日本の政治形態の問題と関連しており、したがって、性急のあまり国際関係を千載の禍根を残すような過ちを犯さないためにも、戦後、日本国民が自ら決定するよう彼らに任せるべきである」と述べたことである⁵¹。蔣はトルーマンとの会談で日本の戦後の混乱を心配して天皇制の存続を力説したのだ⁵²。

国民政府は45年10月、天皇訴追回避を内部決定したわけだが、11月8日には、ワシントンの駐米大使・魏道明は、外交部宛ての電報でこう伝達した⁵³。「6日、『紐約前鋒論壇報』（ニューヨークトリビューン）紙に『わが国がマッカーサー将軍に対し、日本戦犯300人のリストを提出する準備を進めており、日皇（天皇）をトップとしている』と掲載された。極めて注意しており、確認してほしい。これに対して外交部は魏大使宛てに「わが国はマッカーサー将軍に日皇をトップとした罪犯名单を出していない」と返電している。

この電報のやり取りを見る限り、魏道明は米政府に報道に対する確認を求められた可能性もあるが、国民政府は戦犯リストに天皇が掲載される事態に神経を尖らせていることが分かる。

さらに2回目の主要戦犯リストをGHQに提出した6日後の46年1月15日、国民党中央執行委員会秘書処は、外交部への公電で、「日本問題処理の意見書」修正案を伝達している⁵⁴。ここでも「日本の天皇および皇権（天皇制）制度

全体の存廃問題は、原則として同盟国の共通意見に従って処理しなければならない。まずは憲法改正から着手して、天皇の大権を日本人民に返還し、民主の精神に違反すれば廃止すべきである」と記している⁵⁵。

2. 米国の影響力

米政府内では、グルーら「日本派」がリードして戦後対日政策として天皇制を温存するための議論を進めた。グルーは「天皇制」と「天皇」を区別しており、天皇が仮に退位するようなことがあっても、天皇制に関しては残すべきだとの堅い信念を有した⁵⁶。

一方、日本国内では45年12月、GHQが戦犯容疑で皇族の梨本宮守正に対する逮捕命令を出すと、天皇訴追に向かうのでは、と衝撃が走ったが、同年9月27日以降、天皇と会談して好意的な印象を持ったマッカーサーは46年1月25日、アイゼンハウアー米陸軍参謀総長宛ての機密電報で「天皇は、日本国民統合の象徴であり、天皇を排除するならば、日本は瓦解するであろう」⁵⁷と天皇訴追回避を求めた。国民政府の天皇政策は、米国の意向に沿って決定された。このため46年1月9日に外交部から米政府を通じてGHQに伝達された「第2批日本主要戦犯名单」21人にも天皇の名前はなかった。

カイロ会談は、連合国に加わった中国が、米英ソと共に「大国」の仲間入りを果たした大舞台だった。しかし現実に蒋介石も連合国における中国の影響力が大きくないことは熟知しており、37年に全面戦争に発展した日本との問題も、41年からの太平洋戦争という枠組みに組み込まれて米国が実権を握り、自身の影響に限界があることを認識していた。特に国共対立が現実味

を増す中、戦後の日本占領政策の根幹である天皇問題でも米国と歩調を合わせるのが蒋介石の基本原則となるのである。

3. 「天皇制」と「天皇訴追」の区別

蒋介石はカイロ会談の際、天皇制の存続を表明したが、国民政府の内部では天皇また天皇制についてどんな意見があったのだろうか。

有名なのが、カイロ会談直前の43年10月11、12、13日、孫文の長男で立法院院長だった孫科が、重慶の英字紙『ナショナル・ヘラルド』に掲載した「ミカドは去るべし」との論説だ。「天皇および天皇崇拜を一掃せよ。このように大惨事を再びわが国にもたらさないよう、また、流された血を無駄にしないよう保証するには、軍国主義という癌を日本という体から切り取ったのち、『天皇制』を廃止しなければならない」⁵⁸。

孫科の天皇観は、戦争責任追及の優先事項として「軍国主義」を挙げるが、併せて天皇制廃止も訴え軍国主義と天皇制をセットとして主張しているのが特徴だ。カイロ会談で天皇制廃止に言及しなかった蒋介石とは異なる点である。

蒋介石は、44年元旦に「全国軍人・国民への声明」と題して行ったラジオ演説で、カイロ会談でルーズベルトに語った内容について「私は、日本の軍閥を根絶し、これを二度と日本の政治に関与させない点を除けば、かの政体如何については、日本の新進の自覚をもった人たちが自身の解決に待つのがもっともよいと考えている」⁵⁹と明かした。つまり蒋介石は「軍国主義」と「天皇制」を区別して論じているのだ。

蒋介石も天皇制存続に向けた柔軟性では一貫してぶれることはなかった。蔣と同時期に日本

に留学し、同じ新潟県高田第13師団野砲第19連隊に配属された張群は蔣の側近としてカイロ会談での蒋介石の決断について「これはまさに、蒋介石の日本の事情に対する完全な理解と、アジアの将来の情勢に対する深謀遠慮にもとづくものであった」と振り返っている⁶⁰。

この寛大さは、終戦に合わせて45年8月15日に行われたラジオ演説、いわゆる蒋介石の「以德報怨」政策にも示されている。

だが戦犯リストに一時、天皇が掲載されたように、蒋介石は天皇の戦争責任つまり天皇を戦犯として扱うかどうかについては、天皇を軍国主義の源泉とみて、「天皇制」そのものとは別次元の問題として考えていた。

46年2月5日、蒋介石は米英の新聞記者の「日本の天皇は戦犯と認識すべきであるか。主席は日本占領の各種政策に満足であるかどうか」との質問に対し「私は、日本を統制するマッカーサー元帥の各種政策と手法に大体において同意している」とはぐらかした⁶¹。しかしその後の46年9月8日、来日した張群はマッカーサーと会談した際、こう持ち掛けている。「最近、天皇讓位論⁶²が唱えられるようになった。現天皇個人の問題と、天皇制の問題とは切り離して考えるべきだというのである。こういう状況が発生した背景に注目しなくてはならない」⁶³。

天皇讓位論の動きを重視した張群の発言は蒋介石の意向を受け、マッカーサーに述べたものとみられる。蒋介石や張群は軍国主義とともに軍国主義の根源としての天皇個人の神格化を嫌悪した。だから天皇の戦争責任追及に関して米国の意向を受けて実際には追及しなかったが、「否定もしない」という姿勢を示したのである。

4. 国民政府内の「天皇観」

蒋介石が実際に追及しなくても、天皇の戦争責任を否定しなかったのは、国民政府内や民間で天皇や天皇制に対する厳しい世論があったからとみられる。「国史館」に収蔵されている外交档案には「天皇」に関する多くの見解が出され、政府としての関心の高さを示している。

「戦後対日政策」（1944年3月17日～47年9月11日）という档案に含まれる「日本再起防止共同管制政策」と題した文書は、中央憲兵司令部天津情報組駐東北情報員・李箕山が1945年12月23日に提起したものだ⁶⁴。そこには「日本国民自決のため天皇に退位を求め、国内で君主政権の活動が再び起こることを防止する。万世一系の皇統思想をひっくり返す」と求めた。

また「対日政策大綱草案」⁶⁵と題された文書には「日本の天皇及び皇室制度は、国民全体に対する求心力の面では敗戦以来、既に大きく削減されたが、なお全国人心を左右する巨大勢力だ」と警戒心をあらわにしている。

一方、「日本天皇世系問題」（1946年10月25日～48年10月29日）⁶⁶と題した档案に収蔵された「天皇制度存廃問題」と題された文書には「排除理由」として「天皇は、日本の封建的神秘主義及び侵略的軍国主義の精神的基礎であり、日本政治の民主化や東アジアの安定・世界の平和を求めるに当たり、天皇制を排除しない限り、その根源を断ち切るのには難しい」と主張。さらに「具体的意見」として①裕仁天皇は極東国際軍事裁判で戦争責任を負うべきだと提示する必要がある、②日本の国体では国家元首としての天皇制度を廃止すべきである、③英国の君主政体にならぬ、「国王」に改称し、天皇制に関する一切の権力を取り除く一と提案している。

「日本問題講座—日本天皇与憲法」との文書ではこう解説している。「日本人は心理的に天皇に対して崇高さと迷信を持っており、犠牲を払うことを厭わない。日本の天皇は日本人の心の中にあり、天皇はすなわち日本であり、日本すなわち天皇である。この二つは一体だ。天皇は無限の権威を持っており、天皇は日本の靈魂だ」と解説している。また林健民の「日本天皇制度排除に関するメモ」では「天皇制度は日本の徹底した民主化に向けた一大障害」とした上で、排除しなければならない理由として①天皇の特権は民主化に反する、②（元首を選べないなど）日本国民の選挙権を制限している、③日本国民の民主観念を弱体化させる一と指摘。「天皇制度は日本軍国主義侵略の道具であり、天皇制度を利用して日本の安定を図ることで、共産主義を克服するというのは十分な危険性を持った政策だ」と批判している。

「日皇与戦罪問題」（1950年2月1日～同月11日）⁶⁷という機密档案には、「日皇裕仁が侵略戦争に対して負うべき責任」があるとして、その根拠を挙げている。大日本帝国憲法第1条の「万世一系の天皇による統治」や11条の「天皇による陸海軍の統帥」などを指摘した上で、「裕仁が負うべき責任を説明する顕著な行為」として①大本営令（1937年）の公布、②国家総動員法（1938年）の公布、③日独伊三国同盟の締結（1940年）、④対英米戦を辞さないとした天皇出席の御前会議（1941年）—など9項目を挙げ、ポツダム宣言第6項で「日本国民を欺瞞し、日本を世界征服に導いた勢力を永久に除去する」と記されたことも根拠としている。

ただ天皇制に対する警戒と批判ばかりではなく、慎重な対応を示したことが、前出「日本天

皇世系問題」から伺えることは興味深い。

日本国内では1946年、自分は南朝系の皇統を継ぎ、正統な皇位継承者だと主張した熊沢寛道の存在が一躍話題となったが、この「熊沢天皇事件」に関して中華民国駐日対表団は46年10月25日、熊沢が裕仁天皇を第一の戦犯に列挙した上で、国民政府への希望として「必要な時に中国に亡命して臨時政府を設置する」などと主張していると報告し、どういう態度を取り、処理すればいいか指示を仰いでいる。これに対して外交部は「熊沢を正統とするか否かの論争はまだ未解決であり、またこれは日本の純粋な内政問題だ」とした上で「わが方はこれに対して主導的に動くのはよろしくない。GHQの態度と、皇室制度に及ぼす影響を注視しなければならない」と訓令を出した。天皇問題に関して政府内部で議論は活発に行われているが、いざ独自の政策を下す際には常に米国やGHQの動向に注視するのが国民政府の基本路線であることがここでも浮かび上がっている。

IV まとめ～独自戦後処理の挫折

本稿では、「国史館」「中央研究院近代史研究所」「北京市档案馆」に所蔵された複数の戦犯リストを基に、国民政府がどのように日本人戦犯を選定したか、その決定過程について档案に基づき解明しようと分析した。結論として言えるのは①戦犯リスト作成における蒋介石の主導的役割、②蒋介石の天皇制に対する一貫した意向、③米国の強い影響力、の3点に集約される。

戦犯選定過程を見ると、軍令部、司法行政部、外交部など関連機関は密接に協力し、蒋介石の指揮の下、極東小委員会やGHQと連携を

取っていたことが分かる。それは、国土全体が日本に侵略され、多大な犠牲を受けた独立国としての主権を意識し、中国独自の戦後処理を目指したことと関係している。

「日本通」である蒋介石は天皇制については米国と方向を一致させるが、カイロ会談で表明した蒋介石の意向は、ポツダム宣言でも反映され、対日戦後処理の大勢を決めたことに自信を深めた。国民政府が日本問題の処理で重視した原則はポツダム宣言と、8月15日の蒋介石のラジオ演説だったが⁶⁸、蒋介石としても中国を侵略した政治指導者に対する処罰など戦後処理を自らの手で断行するという決意がうかがえる。

一方、中華国内では軍国主義の根源としての天皇や天皇制に対する厳しい感情は根強くあり、それは国民政府指導部にも報告された。蒋介石は軍国主義根絶を最大の目標とする中で米国への政治的配慮により天皇に対する戦争責任追及に関しては必ずしも独自の対応を実行できず、挫折せざるを得ない現実もあったのである。

[投稿受理日2013.8.23 / 掲載決定日2014.1.23]

注

- 1 以下、国民政府と表記する。また蒋介石について文脈に応じて「主席」（国民政府主席＝1943年8月～48年5月）、「委員長」（国民政府軍事委員会委員長＝32年3月～46年5月）、「総裁」（国民党総裁＝38年4月～75年4月）を使用する。
- 2 天皇と言う場合、昭和天皇を指す。
- 3 天皇制とは天皇個人と区別されるもので、本稿で主に対象になるのは、明治憲法下で絶大な権限を持ち、軍国主義崇拜を促した制度を指す。だが終戦直前のカイロ会談などで米中の焦点となったのは日本の国体として存続すべきか否かに関する天皇制を指している。
- 4 「日本軍事犯案巻」『外交部档案』0200101170004、台北、国史館。

- 5 同上。
- 6 同上。
- 7 「日本主要戦犯名单」『外交部档案』0200101170003, 台北, 国史館。
- 8 栗屋憲太郎『東京裁判への道』(上), 講談社メチエ, 2006年, 64頁。
- 9 前掲「日本主要戦犯名单」。
- 10 同上。
- 11 和田英穂「被侵略国による対日戦争犯罪裁判—国民政府が行った戦犯裁判の特徴」『中国研究月報』645号, 2001年11月。
- 12 「戦争罪犯処理委員会」『外交部档案』0200101170041, 台北, 国史館。
- 13 「BC級戦犯」に関しては和田英穂や林博史らの研究が詳しい。前掲「被侵略国による対日戦争犯罪裁判」。和田「国民政府の対日戦後処理方針の実際—戦犯問題と賠償問題」『若手研究者研究成果報告論集NO1』, 2006年。林『BC級戦犯裁判』岩波新書, 2005年。
- 14 前掲「戦争罪犯処理委員会」。
- 15 同上。
- 16 同上。
- 17 同上。
- 18 前掲『BC級戦犯裁判』, 102頁, 前掲『東京裁判への道』(上), 64頁。
- 19 前掲「被侵略国による対日戦争犯罪裁判」。
- 20 「戦犯処理委員会公布第一至五批日本戦犯名单」J181-010-00138, 北京, 北京市档案馆。
- 21 「日本戦犯名冊」『外交部档案』073.5/0001, 台北, 中央研究院近代史研究所。
- 22 同上。
- 23 同上。
- 24 前掲「日本主要戦犯名单」。
- 25 同上。
- 26 山極晃, 中村政則(岡田良之助訳)『資料日本占領 I 天皇制』, 大月書店, 1990年, 405頁。
- 27 山極晃「研究ノート・中華民国政府の「日本人主要戦犯名簿」について—天皇の戦犯指名問題を中心に—」『横浜市立大学論叢(人文科学系列)』, 第41巻第1・2・3合併号, 179頁。
- 28 前掲「日本主要戦犯名单」。
- 29 同上。
- 30 同上。
- 31 同上。
- 32 同上。
- 33 同上。
- 34 同上。
- 35 同上。
- 36 同上。
- 37 同上。
- 38 『蔣中正總統档案 事略稿本』62, 国史館, 台北, 2006年, 665-669頁。
- 39 『事略稿本』63, 155頁。
- 40 前掲「日本主要戦犯名单」。
- 41 前掲「研究ノート・中華民国政府の「日本人主要戦犯名簿」について」, 181頁。
- 42 前掲『資料日本占領 I 天皇制』, 405頁。
- 43 同上, 406頁。
- 44 中村政則『象徴天皇制への道—米国大使グループとその周辺』, 岩波新書, 1989年, 122頁。
- 45 前掲『資料日本占領 I 天皇制』, 406頁。
- 46 同上, 407頁。
- 47 「敵人罪行調査」『外交部档案』0200101170010, 台北, 国史館。
- 48 「申報」(1945年7月23日)によると, 国民参政会第4期第1回大会は同年7月7日開幕し, 20日に閉幕した。
- 49 前掲「敵人罪行調査」。
- 50 栗屋憲太郎, NHK取材班『東京裁判への道』, 日本放送出版協会, 1994年, 65-70頁。
- 51 前掲『資料日本占領 I 天皇制』, 205頁。
- 52 張群(古屋奎二訳)『日華・風雨の七十年—張群外交秘録』, サンケイ出版, 1980年, 27頁。『蒋介石秘録(下)』(サンケイ新聞, 1985年)でも「日本の民族の精神構造上, 天皇がどのような位置を占めているかは, 西洋人にはわからなくても, 同じ東洋人である中国人には, よく理解できることであつた」と記している。
- 53 前掲「日本主要戦犯名单」。
- 54 「戦後対日政策」『外交部档案』020010122-0010, 台北, 国史館。
- 55 前掲『資料日本占領 I 天皇制』(330-331頁)には, 国防最高委員会の審議決定のための参考資料として「日本問題処理に関する意見」を掲載。時期は「45年8月」としており, 国防最高委員会の10月8日の方針を決定する際の参考資料になったとみられる。なお46年1月15日に送付された「修正案」と同じ内容である。

- 56 前掲『象徴天皇制への道』, 47頁。
- 57 前掲『資料日本占領 I 天皇制』, 463-464頁。
- 58 同上, 194-198頁。
- 59 同上, 233頁。
- 60 前掲『日華・風雨の七十年』, 97頁。
- 61 前掲『事略稿本』 64, 561頁。
- 62 南原繁東大総長は46年4月29日の講演で, 「国体護持」の立場から天皇の退位を事実上促している。
- 63 前掲『日華・風雨の七十年』, 107-109頁。
- 64 「戦後対日政策」『外交部档案』
0200101220010, 台北, 国史館。
- 65 同上。
- 66 「日本天皇世系問題」『外交部档案』
0200101220004, 台北, 国史館。
- 67 「日皇与戦罪問題」『外交部档案』
0200101220001, 台北, 国史館。
- 68 前掲「戦後対日政策」。